

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県条例第35号**

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額)				(種別及び金額)			
第2条 略				第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。			
2 略				2 略			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
第1表 略				第1表 略			
第2表 手数料の部				第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～348 略				1～348 略			
348の2 <u>医薬品登録販売者試験手数料</u>		1件	15,000円	348の2 <u>一般用医薬品登録販売者試験手数料</u>		1件	15,000円
348の3 <u>医薬品販売従事登録申請手数料</u>		1件	7,100円	348の3 <u>一般用医薬品登録販売者登録手数料</u>		1件	7,100円
348の4 <u>医薬品販売従事登録証書換え交付手数料</u>		1件	2,000円	348の4 <u>一般用医薬品登録販売者登録証書換え交付手数料</u>		1件	2,000円
348の5 <u>医薬品販売従事登録証再交付手</u>		1件	2,900円	348の5 <u>一般用医薬品登録販売者登録証</u>		1件	2,900円

数料			
348の6 医薬 品登録販売者 試験合格通知 書再交付手 料		1件	2,900円
349~597 略			

再交付手数料			
349~597 略			

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。